

65

年 月 日	五月十日	年 月 日	五月十五日(罷工業ニ至ラス)
	五月十日		五月十五日
争議発生ノ 事 業 場 名	小倉市山越町 小倉製鋼株式会社 小倉工場内 附属事業	生 産 品 類	原料運搬
争議発生ノ 年 月 日	五月十日	争議参加 員	男 一 二 女 一 二
労働者総数	男 一 二 女 一 二	争議参加 員	男 一 二 女 一 二
争議発生ノ 動機又ハ誘因	事業界ノ不振ニ依リ原料ノ着積着積シ隔日勤務ヲナスノ上ガキニ著シク収入減ニ陥リタル為メ労働条件ノ改善ヲ計ルヘク企画ノ下ニ組合ノ結成ヲシタルカ其ノ当初ヨリ別記要求事項ノ獲得ニ狂奔スル所アリタルニ涉々シテ進マサルヲ以テ五月十日突如歎願書ヲ提出セリ	解決 年月日	五月十五日
要 求 項 目	一 健康保険制定スルコト (減半額雇維持) 二 退職手当制定スルコト (但シ日給一日五十キトシテ一ケ年未満ノ者ニハ月給ノ二十日分ヲ支給スルコト及四ケ年迄ハ一ケ年ヲ増ス毎二十日分ヲ加算スルコト 五ケ年ノ者ニハ六十五日分トス五ケ年以上ノ者ニハ一ケ年ヲ増ス毎二十五日分ヲ加算スルコト 十ケ年以上ノ者ニハ一ケ年ヲ増ス毎三十日分ヲ加算スルコト 三 賞與金制定スルコト 但シ半期賞與金ヲ一ケ人ニ對シテ五円以上ヲ支給スルコト	解決 年月日	五月十五日
解決事項 ノ 要 点	一 二 八 不可能 三 今後如何ナル理由ナリトモ雇主側ニ對シテ寄附シテ之ヲ如キ行 為ヲササハルトシテ條件トシテ従来支給額千四百四十円ニ増額セシムルコト	解決 年月日	五月十五日

66

年 月 日	五月二十一日	年 月 日	五月二十七日(事業休止)
	五月二十一日		五月二十七日
争議発生ノ 事 業 場 名	福岡市佳音町 電気興業所	生 産 品 類	硝子製造
争議発生ノ 年 月 日	五月二十一日	争議参加 員	男 二 八 女 七
労働者総数	男 一 八 女 七	争議参加 員	男 二 八 女 七
争議発生ノ 動機又ハ誘因	事業休止ノ為メ従業員全部ヲ解雇セルニ依ル	解決 年月日	五月二十七日
要求事項 ノ 要 点	一 解雇手当當改定支給スヘシ 二 勤続手当改定支給スヘシ 三 本年度上半期ノ賞與金ハ例年ノ如ク支給セヨ 金一封(二百五十円)	解決 年月日	五月二十七日
解決事項 ノ 要 点	金一封(二百五十円)	解決 年月日	五月二十七日
備 考	不在労働団体 水平社九州聯合會	不在労働団体	